

- ✓ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約、CITES）」附属書に掲載されている種（動植物）を使った**楽器（部品・付属品を含む）**を輸出入する（持ち出し・持ち帰る）場合には、原則として、都度、輸出国管理当局からCITES許可書の発給を受けることが必要であり、海外公演を行う演奏家等の大きな負担となっていました。
- ✓ そのため、我が国は、**2021年7月1日より**、楽器の輸入手続きを簡素化するため、複数回の輸出入に利用できる**楽器証明書制度（条約決議に基づくもの）**を導入することとしました。

<制度概要>

- ◆ **個人的使用**、有償又は無償の**演奏、展示又はコンクール**を含むがそれらに限定されない目的のための**非商業的目的**で楽器を越境移動させる場合に使用。※「非商業的目的」とは海外で販売又は譲渡することを目的とするものではないこと。必ず日本に持ち帰る必要があります。
- ◆ 条約附属書 I、II、III に属する動植物を使用した楽器等が対象。（**附属書 I の種は条約の規制適用前**に取得したものに限定。）
- ◆ 楽器証明書は、**複数回の輸出入に利用可能であり、最大3年間有効**。延長も手続きにより可。

<制度導入前>

- ①日本から外国へ、掲載種を使用した楽器を持ち出す際に、出国の**都度、事前に日本当局から、CITES許可書の発給**を得ることが必要。
- ②外国から楽器を持ち帰る際にも、出国の**都度、事前に当該国当局のCITES許可書を得ることが必要**。
- ③CITES許可書（①②）の発給のためには、**楽器が附属書 I 掲載種を含む場合には、「条約適用前」の証明**が必要。申請者（演奏家）だけでは、通常その証明は極めて困難。

<制度導入後>

- ①②**楽器証明書の発給を得れば、3年間有効のパスポートのように繰り返し使用が可能**。
（※楽器証明書は、原則として、同制度導入国との関係でのみ使用可。主な導入国は、米、英、仏、独、カナダ、スペイン、中、韓等）
- ③楽器証明書の発給のためには、**楽器が附属書 I 掲載種を含む場合には、「条約適用前」の証明**が必要。場合によっては、専門的知見を有する個人また団体からの合理的な見解書を経済産業省が確認して発給。

<申請・問い合わせ窓口>

経済産業省貿易管理部野生動植物貿易審査室
電話：03-3501-1723